

令和4年第8回美幌町議会臨時会会議録

令和4年10月13日 開会

令和4年10月13日 閉会

令和4年10月13日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 55 号 美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
日程第 4 議案第 56 号 令和 4 年度美幌町一般会計補正予算(第 8 号)について

○出席議員

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 稲 垣 淳 一 君 | 10 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 12 番 松 浦 和 浩 君 | 13 番 馬 場 博 美 君 |
| 議長 14 番 大 原 昇 君 | |

○欠席議員

- 11 番 上 杉 晃 央 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 高 木 清 君 | 教 育 委 員 会 長 |

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 副 町 長 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 小 室 保 男 君 |
| 町 民 生 活 部 長 関 弘 法 君 | 福 祉 部 長 河 端 勲 君 |
| 経 済 部 長 後 藤 秀 人 君 | 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君 |
| 事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君 | 会 計 管 理 者 田 中 三 智 雄 君 |
| 総 務 課 長 斉 藤 浩 司 君 | 危 機 対 策 課 長 弓 山 俊 君 |
| 政 策 課 長 沖 崎 寿 和 君 | 財 務 課 長 吉 田 善 一 君 |
| 町 民 活 動 課 長 佐 久 間 大 樹 君 | 戸 籍 保 険 課 長 佐 々 木 齐 君 |
| 税 務 課 長 松 尾 ま ゆ み 君 | 社 会 福 祉 課 長 水 上 修 一 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 中 尾 亘 君 | 農 林 政 策 課 長 橋 本 勝 君 |
| 耕 地 林 務 主 幹 伊 藤 寿 君 | み ら い 農 業 課 長 午 来 博 君 |
| 商 工 観 光 課 長 影 山 俊 幸 君 | 建 設 課 長 森 口 尚 博 君 |
| 建 築 主 幹 宮 田 英 和 君 | 環 境 管 理 課 長 鶴 田 雅 規 君 |
| 上 下 水 道 課 長 石 山 隆 信 君 | 病 院 総 務 課 長 以 頭 隆 志 君 |
| 地 域 医 療 連 携 課 長 高 山 吉 春 君 | 事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君 |
| 教 育 部 長 遠 藤 明 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 遠 國 求 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 次 長 小 室 秀 隆 君 | |

○議会事務局出席者

事務局 長	遠 國 求 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
庶 務 係	金 子 未 准 君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第8回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番岡本美代子さん、9番稲垣淳一さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る10月7日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和4年第8回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る10月7日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、条例改正1件、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので御了承願います。

なお、上杉議員、所用のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お祈願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第8回美幌町議会臨時会が

開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

条例の改正について。

議案第55号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、介護職員の処遇改善等のため、介護報酬基準が改定され、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたことから、関連するサービス事業に係る手数料の改定を行おうとするものであります。

補正予算について。

議案第56号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第8号）については、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金給付事業として1億4,875万3,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

◎日程第3 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第55号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案書の4ページになります。

議案第55号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説

明いたしますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第55号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。この事業は、介護認定外や介護保険利用限度額を超えた場合などの理由により、生活援助、入浴サービス、短期宿泊利用サービスを受けることができない場合に、町単独事業としてこれらのサービスを提供するものでございます。利用者の皆様からいただく手数料につきましても、介護報酬に準じた額で設定されておりますことから、介護報酬の改定に伴い、本条例の手数料額を改正するものでございます。

改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料の加算項目につきまして、令和3年11月に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、介護報酬で追加されました介護職員等ベースアップ等支援加算を本条例にも追加するものでございます。

新旧対照表につきましては、3ページから13ページを御参照いただきたいと思います。

根拠法令等は、介護保険法、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価となります。

施行日は公布の日で、令和4年10月1日適用でございます。

本来、この条例の改正につきましては、根拠法令の施行日が10月1日でございますので、遅くとも9月定例会までに上程すべきものでございましたが、条例改正の上程を失念いたしておりました。

誠に申し訳なく、おわびを申し上げます。次第でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） この改正の目的は理解いたしました。先ほど説明がありましたけれど、公布の日が令和4年10月1日から適用となっております。

通常、議決をした後の適用については、理解をすところなのですけれど、今回、10月1日から遡って適用できるというお話なのか、その辺の状況、内容について、もう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、部長から説明がございましたが、この条例を遅くとも9月の定例会に上程するという部分を失念しておりましたことについて、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

ただいまの遡及になっている部分を判断した基準でございますが、法令解釈でいきますと、既に発生し、成立した状態に対して遡って適用することは、原則として行うべきでないとされております。

今回、加算となる生活援助事業、入浴サービス事業につきましては、該当がございませんので影響はないと思ひますが、三つ目の短期施設利用サービス事業につきましては、現在、町内の特別養護老人ホームへ委託契約により実施しております。

こちらの条例は、町単独といえども、介護保険法に準じて適用し定めていることにより、事業所から利用者に対し、既に9月の時点で介護保険法に準じた10月の利用料を通知されていること、また、10月利用分を10月末に精算して11月に請求すること、その部分を考慮し、既に徴収したものを遡って追加する必要はないと判断しまして、遡及適用することが可能である

と判断したところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 状況については分かりました。

ただ、このようなことは、今回が初めての出来事なのかなと思ひます。

このようなことがあつてはならない状況だと思ひますので、今後しっかり取り組んでいただきたい、そのことを強く要望したいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 議員おっしゃるとおりだと考えております。

介護保険法の改正が3年ごとにありますので、通常であれば、3年ごとにこちらの条例のチェックを十分かけますが、実際のところ、過去数年実績のないサービスもあるというのが現状でございます。

次回改正は令和6年4月、その前にまたこのような処遇改善というのも起こり得ますので、それまでに別表の在り方も含めてしっかり検証しながら、当然、このような間違いがないように保健福祉課としてもしっかり指導を徹底し、共通した認識の上でしっかりチェックしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の続きなのですが、行政側の説明の流れは大体分かります。

ただ、該当者がいるということと介護保険の別掲の料金が上がることを通知している方というのは全く別案件であり、行政から言っているわけではないのです。

そうなると、税法上と言うところの遡及立法の禁止事項に当たるといふ部分に抵触しているのかどうかを調べたのですが、芳

しくないというのが僕の見解です。

今、該当になる方については、何かの方法でもって11月以降の使用料から上がるというのであれば分かるのですが、使っ
ておいて、実は遡って上がりますよと。

美幌町から通知を出したとしても、議会
を通っていないものを通知できないでは
ないですか。

なぜ、無理やり使用料を取らないといけ
ないのか。

なぜ、このひと月分だけの緩和措置はで
きないのか、この部分についてどのような
見解があったのか、教えてほしいです。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 緩和でき
なかったかという判断でございますが、実
際に本日、議決をいただいたときに、10
月1日から該当する方は1名いらっしゃい
ます。

明日以降に該当する方は、今のところ6
名いると押さえております。

ショートステイですので、それぞれ入所
している日が違いますから、仮に遡及しな
いで13日に適用した場合、入っている方
の利用料に不公平感が生じてしまうとい
うことがあります。

そこは、介護保険法の改正と同じく、切
れ目なく10月1日から遡及すると判断し
たものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さ
ん。

○12番（松浦和浩君） 美幌町単独事業
の予算ですが、当然、介護保険の制度とど
うなのだと言われたら合わない。

でも、既に経過しているものですから、
経過しているものを遡ってまでお金を取ら
ないといけないというところ、差が生じた
ということだけの問題であり、それが不公
平だという観念ではないと僕は思うので
す。

10月1日の施行がどうしても必要であ

るのであれば、逆に言えば、9月中に何で
気づかなかったのかと。

法律なり適用が変わるのに、部長から謝
罪を受けましたけれど、部長だけの問題で
はなくて、行政全体としての部分に、まだ
町長からの答弁を聞いていません。

言い方は悪いのですが、数名のために若
干の差異があっても、私は仕方がないかな
と。

この際、11月分から適用になるという
ぐらいの寛容な措置ができないのか、ぜひ
町長に回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 初めに、今回の提
案に当たって、改正する時期を逸したこと
に対して、町長としておわびを申し上げた
いと存じます。

今回の改正の10月1日に遡及させると
いうことについては、担当が御説明したと
おりでございますので、御理解をいただき
たいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さ
ん。

○3番（大江道男君） 行政側の説明は
今、お聞きしました。

議会の側としては、手数料などについて
は税と同じですよね。

憲法上の規定がありますよね。

法律で定めなければならない、改正する
場合もまたしかりであると。

事実が先行する、あるいは遡るというの
は、本来あってはならないという問題なの
ですよね。

本日13日に、仮に議決された場合、そ
の中身は遡って徴収になると。

税と同じように徴収される側にとってみ
れば、利益に当たらない中身ですよ。

よくやってくれたと、行政あるいは議会
などの判断はありがたいと、喜ばれるもの
であれば別ですけれど、徴収されるもの
について遡ってと。

しかも、公布されたときには、皆が知る状態になったときには、もう遡って取られるのですよということになって、誰もよかったですねとならない話に関わるわけです。

行政の手續として遡ることはできるのだという解釈は先ほど聞きましたけれど、こういうことでは、そもそも住民の代表としての地方議会、あるいは国民の代表としての国会だとかは、信頼が損なわれてしまうという根本の問題が出てきてしまうのですよね。

だから、仮に、本日までに1名の該当者しかいないと、明日は6名だと。金額的には非常に少ないと思います。

しかし、金額の問題ではないなど。

行政と議会との在り方、あるいは町民と議決機関との在り方、自分たちの代表が決めた時にはもう既に執行されているということでは、町民の信頼は成り立たないのではないか、そういう意味での大きな問題を抱えているなどと思います。

だから、10月1日の適用ではなくて、やはり議決された日以降、しかも、本来、公布あるいは公示、行為を知った後に効力を発生するとしないと、代議制の民主主義が壊れてしまうという意味で問題を抱えているので、原案どおりの執行については差し控えるべきだと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、大江議員がおっしゃった、本人にとって利益を得られる場合、今回は税と同じということで、徴収ということ考えた場合は、遡らないで公布の日からすべきという話であります。

確かにそうではあるのですけれども、一方では、不利益を得る方に対しては遡及して対応すると。

ある意味では、課税ということに近い内容、遡らないでその日からという考え方については、もし可能であれば、平等感とい

うわけではないのですけれども、やはり、本人の益に関わるもの、それから徴収という部分で支出するということに対して、一つの基準が今回は10月1日ということにあります。

提出を失念したということに対しての責任はきちんととることを前提として、やはり、10月1日に遡及をして、対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 今回の引上げのそもそもの理由は、介護職員の給与、待遇がよくないということで、それを上げたいということですよ。

これについてはどなたも異論がない話です。

しかし、それを介護サービス事業の利用者から徴収するというについては、介護関係者の中から、今でも利用料あるいは介護保険料そのものが高いでしょと、これに加算することについては異議があるという議論のある問題なのですよ。

利益を受けるのは職員ではないのですよ。

その原資の一部を介護サービスの利用者が負担すると。

金額は取りあえず置いておいて、そういう性格のものなので、私はやはり根本の原則に立ち返る必要がないかと思うのです。

町民と町政あるいは議会が決めたことに対する信用問題として、やはりきちんとオーソドックスに憲法の定めに従って、法律あるいは条例などで行政を執行していくのだという原則に今、ぶち当たっているのだと思うのです。

だから、いつ施行すべきかということについては、若干技術的な問題があるかもしれませんが、その間、利用者の手数料で負担すべき金額については、手續上の不備があったために、利用料のアップ、負担はできない。

したがって、それは公費で負担するという
ことで、施行日を考え直す必要があると
思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 答弁調整のため、
暫時休憩します。

再開は11時といたします。

午前10時27分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き
会議を開きます。

副町長。

○副町長（高崎利明君） 今回の条例改正
案につきましては、委託事業者への支払い
額に介護職員の加算額を支払うする必要が
あることから、10月1日からの適用とさ
せていただきますが、大江議員の御質問に
あったとおり、今回、町の条例提案が遅れ
たということで利用者に不利益が生じない
ように、これから十分に周知を行いまし
て、利用者からの負担については11月1
日からとさせていただき、差額分につきま
しては町が負担させていただく対応といた
しますので、よろしく願いいたします。

なお、美幌町の介護予防・生活支援事業
条例におけるサービスの金額につきましては、
国の示す介護報酬基準に準じて速やかに
条例改正を行うべきものであり、今回、
改正の時期が遅れたことにつきましては、
弁解の余地のないものでございます。

本当に深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の提案につき
ましては、皆様の混乱を招いてしまいました
ことを心からおわび申し上げます。

今、副町長から説明のとおり、今回の条
例改正については、介護職員等の処遇改善
のため10月1日ということでありま
すので、提案のとおりお認めいただきたく、
また、利用者については、利用者の負担に
ならないよう十分に周知をして、相手方があ

り、その施設との契約になりますので、1
0月1日から請求をしていただくという形
で取り進めたいと思いますので、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ
ります。

これから、議案第55号美幌町介護予
防・生活支援事業条例の一部を改正する条
例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

◎日程第4 議案第56号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第
56号令和4年度美幌町一般会計補正予算
（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の13
ページになります。

議案第56号令和4年度美幌町一般会計
補正予算（第8号）について御説明を申し
上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算
（第8号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、電気、ガス、食料品等の
価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計
への影響が大きい低所得世帯及び家計急変
世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金
を支給するため、必要な経費を予算計上す
るものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ1億4,875万3,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,092万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の22、23ページを御覧いただきたいと思っております。

3、歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7、価格高騰緊急支援給付金給付事業1億4,783万4,000円は、電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい世帯に対し、給付金を支給するための予算措置になります。

事業内容であります。9月30日を基準日とし、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯に5万円を支給いたします。

また、本年1月以降に収入が減少し、家計急変により、住民税非課税相当の収入と認められる世帯に対しましても、5万円を支給いたします。

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、業務等委託料につきましては、給付金を支給するために必要な事務費となります。

交付金、価格高騰緊急支援給付金1億4,500万円ですが、今回の支給対象世帯を住民税非課税世帯は2,800世帯、家計急変世帯は100世帯、合わせて2,900世帯と見込み、1世帯当たり5万円を支給するための所要額になります。

今月中旬以降に必要な書類を発送し、確認書または申請書の提出があった世帯から順次、指定口座へ振り込みをいたしますが、1回目の支給日は11月上旬となる見通しであります。

家計の負担増の影響を少しでも緩和するため、可能な限り早期に支給できるよう、事務処理を進めてまいります。

また、申請漏れがないよう、町のホームページや広報紙をはじめ、地元新聞等に記事掲載を依頼するなど、広く周知に努めてまいります。

中段の12款職員給与費、1項1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当91万9,000円は、価格高騰緊急支援給付金給付事務に従事する職員の時間外勤務手当になります。

次に、歳入につきまして御説明しますので、議案書の20ページ、21ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項の国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億4,875万3,000円は、価格高騰緊急支援給付金事業に係る補助金で、歳出で御説明した事業費の全額が国庫補助金により措置されるものであります。

以上、議案第56号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しまし

た。

会議を閉じます。

これで、令和4年第8回美幌町議会臨時
会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時9分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員